

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和4年7月15日

発信課	経済総務課
担当者	秋山
連絡先	電話 0166-25-7152
	FAX 0166-26-7093
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 <b>募集</b> 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	8月8日～
発表項目 (行事名)	【令和4年度登録受付開始】旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業 補助希望者の登録募集のご案内
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>【趣旨】 この補助金は本市経済の担い手となる若者の地元定着を促進することを目的とし、大学等高等教育機関を卒業後市内において就業及び居住した方に、在学中に借り入れた奨学金の返済の一部を補助するものです。</p> <p>【応募期間】 令和4年7月11日(月)から令和5年3月31日(金)まで</p> <p>【今年度の特色】 今回から日本学生支援機構の第二種奨学金も対象となります。</p> <p>【対象者】 大学など高等教育機関を卒業後、旭川市内で就業し地域に定着した方。</p> <p>【交付額】 年度毎の奨学金返済額の1/2(上限あり)を3年間。</p> <p>【詳細】 別紙チラシ、旭川市ホームページのとおり。 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/392/work0002/d056429.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/392/work0002/d056429.html</a></p>
添付資料	<b>有</b> ・無 令和4年度登録応募募集チラシ
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

令和4年度卒業予定の方又は旭川市外に住所を有する令和元年度以降既卒の方対象

令和4年度  
登録者用

# 旭川市内に定着した方の 奨学金返済を支援します！

令和4年度から  
拡充！

**対象となる奨学金** 独立行政法人日本学生支援機構 第一種、第二種奨学金

**登録受付・締切日** 令和5年3月31日 まで ※書類必着

**登録対象となる方** 令和5年度に市内居住及び地元企業へ正規雇用により就業する方で、次のいずれかの要件を満たす方

- ・大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、大学院(以下「高等教育機関」)のいずれかに在学中で令和4年度に卒業する方
- ・旭川市外に住所があり、高等教育機関を令和元年度以降に卒業した方

※地元企業:旭川市内に本社又は主たる事業所の住所を有する法人又は個人事業主(公務員又はそれに準ずる法人(独立行政法人等)は対象外)

**補助について** 奨学金の返還金として返済した金額の1/2を年度ごとに補助します。※3年間で最大258,000円(大学在学中の奨学金の借入の場合)

**返済補助の流れ (例)令和4年度卒業の場合** 令和6年度～3年間 ※補助の対象期間が終了するまで下記③の手続きを毎年繰り返します。

令和4年度 就職する前年度

登録手続きの必要書類

①登録の応募



- 1 登録応募用紙(様式第1号)
- 2 奨学金の借入を証する書類
- 3 在学証明書

ご利用いただくには就業の前年度に登録する必要があります。

卒業

令和5年度 就職する年度

旭川市内で  
就職

※就職先時期等に要件あり

②状況報告



奨学金の返済



令和6年度

③補助の申請



お問合せ  
登録受付

旭川市経済部経済総務課雇用労政係 ☎0166-25-7152  
〒070-8525旭川市6条通10丁目旭川市役所第三庁舎3階  
keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

